

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい議長。一般質問を始めていきたいと思います。今回大きく4点挙げさせて頂いております。先にまず学校給食問題についてであります。

議運の委員長、そして議長からもありましたが、基本的には構成町の町長という点は踏まえますが、しかしこの間私達の議会の議員協議会。それから地域では江差町含めまして3つの町での説明会も行っております。その中では当然真相に向けた、事実解明に向けたかなりの論議もされておりますから当然、この間のやり取りした事も含めて私は本議会でも当然質疑の中身になるだろうと思いますのでその点も含めて行っていききたいと思います。

それでまず、最初ですがこの間の議員協議会。先ほど言いました地域の説明会など含めまして。それから今日も行政報告ありました。この間の説明等々でかなり多くの問題点が明らかになったと私は思います。

そして、併せて今も報告ありましたが、前回の議員協議会でも質疑いたしました、第三者委員会の真相解明、これは現時点の明らかになった事でさえ、相当時間かかるかもしれないと言われております。私は当初想定した事以上のこれから明らかにしなければならない問題が更に二重三重にも出てくる可能性もあるとすれば、当初考えていた第三者委員会で一定の真相解明が可能だ、という事にはもう私はもうならないかもしれない。第三者委員会に全てを任せて、例えば告訴告発も含めて第三者委員会の答申を待つて判断するという事にはもうならないかもしれないと私は今考えております。特にこの第三者委員会は司法権、司法的な調査権がありません。色々な問題点を考えた場合にその最大の調査する困難性はこの司法的権限がないという点。私はそういう意味では組合としても、そして組合の構成町である江差町としても早期にこの問題に関して告訴告発、この考え方について踏み込む必要が私はあると思います。この点について町長の見解をお伺いいたします。

それから、この点で2つ目ですが、私は勿論栄養士の責任は非常に大きい、これは当然だと思いますが。しかしこれは行政の組織として動いている

中での今回の事件であります。私は給食組合としての理事者、まあ組合長、教育長それから派遣というかたちでありますけれども事務職。江差町の町職員、派遣職員の責任も非常に大きいと考えます。この間の説明では1つは事件、事故の背景。ずさんな事務、そういう説明がありました。これは当然だろうと思いますが、ただずさんな事務だけでその言葉だけで終わる内容で私はないと思います。もう少し丁寧なその意味合いを現時点でも方向性として明らかにする、これは行政として公務員として仕事をやっております。当然地方公務員法、そしてその規則だとか、江差町それから組合でも作っております条例などそういう決められた事に関しての大きな逸脱、もしくは違法性が当然問われてくる。そういう問題だろうと私は思います。それがずさんな事務という全体像であると思います。そういう点で今回報告されておりますけれども、第三者委員会と併せて賞罰委員会、2つの賞罰委員会が動いております。調理員に対する賞罰委員会、町職員、派遣職員に対する賞罰委員会。これについて今どのような論議になっているのかこの点も併せてお聞きしたいと思います、以上であります。

(議長)

「教育長」

「教育長」

学校給食費の不祥事につきまして先ほど行政報告を申し上げたとおり、給食組合では第三者委員会を設置し、11月8日、11月29日の2回の委員会を終えたところでございます。ご承知のとおり、組合では第三者委員会には4点の諮問をいたしておりますが、何といっても議員もおっしゃるとおり真相の究明が第一であるところのように考えております。議員おっしゃるとおり答申までには時間を要するものと思いますが、現時点で第三者委員会で議論を超えて告訴という手段を選ぶ事にはならないものと考えています。一時でも早い答申が頂けるよう今後も全面的な協力を図りながら進めていきたいと考えております。

なお、何度も申し上げますが、第三者委員会には告訴告発の是非についても意見を頂く事になっておりますので告訴を排除するものではないという事を合わせて申し上げたいとこのように思います。

また本件における責任についてのご質問もございました。事務を預かる教育長としてその責任の大きさは自覚をしておりますが、現在は第三者委員会を通して真相解明に全力を尽くす事が大事であるところのように考えております。

それから組合の事務職員の賞罰については現在組合から江差町にその意見を求めていますのでご理解を頂きたいと思っております。

(議長)

「町 長」

「町 長」

学校給食問題についての2問目のご質疑でしたが、学校給食不正経理問題に関する、関連する事務職員の業務につきましては組合の規定でそれぞれ事務分掌が定められておりますけれども。担当事務職員がそれを遂行出来ていなかったという事に尽きると思っております。具体的には本来業務である伝票確認の不手際があった事、部下を管理する立場でありながら、指揮監督が出来ていなかった事だと捉えております。その事は当然小野寺議員ご指摘のように地方公務員法で定められている懲戒条例、条項に抵触するものでありますから、賞罰委員会に審査を委ねているところでございます。賞罰委員会では懲戒処分指針に基づき議論されているものと思いますし、対象者から直接意見も聞いていると聞いております。そう遠くない時期に答申があると思っておりますのでございます、以上です。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今の点で少し、踏み込んで確認、お聞きしたい事がありますが。これどっちになるのでしょうか。1つはいわゆる賞罰委員会、後の2問目の方から行きますけれども。賞罰委員会少し確認したいのですが、私資料要求もしたのですけれども。今回賞罰委員会は二段構え、調理員に対する賞罰委員会と、派遣職員、町職員に対する賞罰委員会、二段構えで走るという事であります。それで資料で出てきましたのは、調理員に対する賞罰委員会の資料であります。それで私町職員に対する賞罰委員会の資料も要求いたしましたが出来ませんでした。というのは給食センターの条例規則等は個別に定めているもの以外は町の条例等に準ずるという事になっておりますので、そうすると江差町の賞罰委員会でやるという事なのか、これ大事な問題なので私本当は答弁漏れで聞きたかったところなのですけれども。その資料が出てこなかったという意味合いです。まさか江差町の賞罰委員会規則で給食組合職員の賞罰をやるというのですか。まさかそ

んな事ないと思うのだけれど。その点少しお聞きしたいのですよ。私言っている事わかりますね、これどちらなのかな、わかりますね意味合いはね。少し待って。2問目ですので今の点1つ。

それからもう少し本質的な問題なのですが、給食調理員の賞罰にせよ、事務職の賞罰にせよ。まあ理事者となればまた違ったスキームになると思いますのでとりあえずそういう事務的な部分ですけれども。この賞罰委員会の審議をする際に事実の認定。何があってどういう事があったからこれがおかしいのだという説明は多分私、第三者委員会に委ねている今の事実の真相解明と相当程度ダブると言いますか、そことリンクする問題ですよ。賞罰委員会だけで走る問題ではないと思うのです。まあもし賞罰委員会だけで判断するとなればかなり、形式的な問題。先ほど町長もおっしゃっていましたがけれども地方公務員法に基づく色々な懲戒規定等々それは形式的に運用して調理員、それから派遣職員の賞罰を決める事は出来るかもしれませんが、ただ、再発防止と言いますか、根底的な問題を考えた場合には単純にはそうならないのではないかと私は思います。第三者委員会とこの賞罰委員会との関連性、時期的な事も含めてどのように考えているのか。私自身がよく整理出来ない部分も正直言っておりますのでこの点についてもお聞きしたい。とりあえず再質問以上です。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

はい、まず1つは、賞罰委員会の要綱です。あの資料要求があつて資料がないよという事ですけれども、先ほど教育長の方からも答弁ありましたように給食組合の職員、まあ現職員。それから派遣を解かれた職員おりますけれども。現職員についてはですね、江差町に答申をお願いするというかたちをとっています。従ってですね、江差町にある、これは要綱ございませぬ、規則でうたっています。

「小野寺議員」

だから江差町の規則を使うっていう事ですね。

「総務財政課長」

規則と指針を使うというかたちです。

「小野寺議員」

だから私それがおかしいって言っているのです。

「総務財政課長」

それから第三者委員会との関連という事での質問です。当然職員につきましては先ほど町長の答弁もありました。かたちとすれば、ずさんなという事も、事の中身は2つ大きく答弁申し上げました。その事での審査という事にまあこれは確定的になろうかという風に思っています。それから調理員の分につきましては、これは第三者委員会とかなり関連性があるという風に思っていますので、並行というかたちで、審議が行われるものという風に理解してございます。

(議長)

いいですか。

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい。私はよくわからないのが、その条例を作る時に個別の条例の部分、それは必要ですから、給食センターで個別の条例規則作っていて。それで色々他にも細かい点については町職員、町で作っている条例とほぼ同じ、まあほぼいいですかまったく同じだからそれで準用規定という事になってかなりの部分は準用しております。それはわかりますよ。私言っているのは次わからないのはあくまでもセンター長と係長に関して言うと、派遣ではありますがけれども派遣だけれど給食組合の職員ですよ、教育長。給食組合の職員ですよ、江差町の職員ではないのです。だとすると、賞罰を判断する時になぜこれは給食組合に起きた色々な事務の流れ、事故。まあ場合によっては事件ですね。給食組合のセンター長、係長が色々な意味で関わった。その軽重はあるかもしれませんが。しかし、管理監督も含めて給食組合の中で起こった事、もっと言うと構成町3町が責任を負わなければならない組合で起こった事を、何で江差町の賞罰規程で、江差町だけで判断するのか。私はそこがわからない。その形式的なことと言っているのではないのです。そこもう1回教えて頂きたい。

それでこの問題について3問目なので、それで今回の個別の問題は他の議員も質問でありますので今回私個別の問題は敢えて言いません。この給食問題で言いたい事は、第三者委員会にも委ねている、答申を貰うという事になっておりますが。信頼回復への提言。これは第三者委員会の大きなこれから論議する部分なのかもしれません。私は併せて構成町の江差町としても、それから組合としても学校給食がどうあるべきかという事はもう単純に第三者委員会からも答申だけではもう済まない位の大きな問題だという事を私はお聞きしたいので

す。学校給食に関して言うと大きな法律で法体系で言えば、給食法と食育法。これはえっと7、8年前に出来た法律で言わば大きく言うところの2つで学校給食が動いているのですが。私改めて今言った2つの法律。更にはこの際だと思ったので私自身の不勉強を今回少し頑張って勉強しようと思ひまして、乙部、北斗、せたなの給食センター長、場合によっては教育、組合、教育長。それから栄養士さんなども含めて少し色々勉強してきました。結論から言うと細かい事言いません、結論から言うところの10年20年もしかしたら発足以来、この3町の学校給食はそもそも、法律的にも全くずさんだった。聞いて私、なんだこれは大変な事江差の給食。今回の単に不正流用だけではなくて、給食を作る過程。それから作った後のフォロー、子どもさん方の状況見てどうやって作るかなど、もうあらゆる点で先ほど言った2つの法律からいってももう抜本的に見直さなければならぬ。それでこれは第三者委員会の答申という枠を超える問題だと私は思ひます。今回、きちっとした責任の所在、個々の栄養士、調理員もしくは理事者なども含めた一定の責任の所在。それはそれではっきりする事と。学校給食のあり方そのものを真剣に考えるという事は、これはまた違った枠組みでしっかりとやっていかなければならぬ、3町併せて、江差町ももちろんです。そういう意味で町長、教育長の見解を伺いたいと思ひます。

(議長)

「副町長」

「副町長」

賞罰委員会の事について私の方から答弁をしたいと思ひます。確かにこの事務ミスを起こしたのは給食組合の職員であつたという事ですから、その事については小野寺議員おっしゃるとおりだと思ひます。当然の事ながら元々の基本的な身分は江差町の職員であります。従ひましてその江差町の懲戒処分によって処分を受けるそういう均衡性の問題もありますし、そういう事も考慮しながらですね、教育委員会の方から江差町の方に諮問の依頼があつたという事、賞罰委員の事についての依頼があつたという事でございます。それでその賞罰委員会の審議過程の中でもし必要があれば、必要な都度、例えば他の町の一部見解を伺うというような事もあろうかと思ひますが。やはり基本的には江差町が派遣元である職員の賞罰は江差町の懲戒処分の基準に沿って行うのが正しいという風に私は判断してございます。

(議長)

「教育長」

「教育長」

賞罰に関しては今副町長の方からご答弁があったとおりでございます。それから後段の方の法律あるいはその食育の関しての部分でございます。昭和46年に、それから四十何年経っている訳でございます、従前に小野寺議員来た時にも栄養価の話も実はございました。それらのものの点検などそういうものも従前ちゃんと作っていた経過はありますけれども、トータル的にいきますとやはり少しずさんなところがあったのかなという風には感じておりまして。我々道教委の方からも、例えば食の安全であるとか。あるいは献立であるとか、それから食材の発注の関係であるとかという委員会もちゃんと設けなさいと、こういう指導も実は受けてございます。ですから今回はこれらの不祥事を1つの契機として、今26年度予算でどうするかは内部で検討しています。少なくとも献立委員会は作りたいという風に思っておりますし、安全と食材の関係については現在の運営委員会をそのまま使いながらですね、他町とそんなに遜色のない給食体制、1,500人にも及ぶ子ども達でございますので、それらについては1年で全部出来るかどうかという事は約束出来ませんけれども、その方向に向かって、努力をしていきたいとこのように思っています。

(議長)

11時15分まで休憩いたします。休憩後、大きな2番から入ります。11時15分まで休憩。

(休 憩)

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。次に小野寺議員の大きな2番目から質問をお受けします。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

それでは第2問目に移りたいと思います。私の質問の出発点は給食組合なの

ですけれども。ただ、今回２問目で大括りしたのは、一部事務組合と考えた場合にこれは私の問題意識として、単に給食組合だけではなく、残りの一部事務組合も含めて少し、大きな問題点を町長に見解を聞きたいというそういう意味合いがありました。今回この給食組合の問題で色々率直に言って関係町の理事者の方々とも意見交換しております。構成町ですね、しております。それから先ほど言いましたこの３町以外の地域でこういう一部事務組合が実態としてどういう運営しているのかという事も改めて少し勉強させて貰いました。で江差町が関わっているのは今問題になっております給食組合。それから南部松山衛生処理組合、ここは少し熊石が入って、八雲町が入っているという意味では少し枠組みとしては中々緩くないところなのですが。更には檜山全部入っている行政組合と。少し構成のあり方は違うのですが、この３つの組合に関して江差町が関わっております。それで質問の組み立てとしては、これは当然地方自治法に基づいて構成町との確認なり、議会の論議承認なりで結構難しい問題だと思いますので。ある程度一般論的に町長の見解を少しお聞きしたいという風に受け止めて頂ければと思います。

それで端的に言って、もし間違いなければ。この３つの組合は全ていわゆる理事長と言いますか、トップですね。それから事務職。まあプロパーは別として。いわゆる事務職、それから併せて監査役、これは少し別建ての問題かもしれませんが。まあ事実上構成町の部分からやっているという意味合いで言うと、人的構成が全て江差町からなっている、担っているという部分については、私は給食問題とはまた違った意味合いで改めるべきではないのかという風に思っております。どうもやはり江差町だけで一定の問題を何とかしていきたいという、善意で受け取りたいところもありますけれども、でもそれが往々にしてもしかしたら仲間内で問題点を終わらせようとする。そこから問題点が大きくなるという事も私はない訳ではない。そういう点も含めれば、やはりきちんと構成町の中で、一定の配分もしながらある意味では構成町ごとにその組合とは議会とは別としてですね。議会は別として、執行者側でもそれぞれ構成町でチェックといったら少し言いすぎかもしれませんが、一定程度お互いに仕事の分担についても見ていくとそういう事も含めれば今のあり方については少し検討するという事が私は必要ではないのかなと思いますのでこの点町長の見解をお伺いしたいと思います。

(議長)

「町 長」

「町 長」

2 問目の問題で一部事務組合のあり方という事ではありますが。まあ小野寺議員も一部事務組合の構成議員として担ってきた経過からしてですね。この一部事務組合の人的構成員のこの設置についてはこれまでの歴史的な経過もあり、更にはそれぞれの規定によって定められているところであって、理事長または組合長、事務職員、監査委員については基本的には議員ご承知のとおり理事会における互選、任命、選任というかたちで決定されている訳であります。まあ現状の一部事務組合の人的構成員が理事長をはじめ、職員も監査委員も江差町に偏りすぎているのではないかというご指摘でございますけれども。あくまでもこの構成町での話し合いの中で相互理解の中で取り進め、決めている事があります。また組合設置当時の歴史的な背景や事務所の所在地など江差町が担うべき要素が少なからずあったものと認識しております。今回こういう問題があったからと言って、見直すべきだという話は考えない訳ではないのですが。だからと言って私がその立場を放置するという話ではなく。やはりそれぞれ与えられた段階での事務、あるいは仕事の責任を全うしていかなければならないだろうという風に思っている訳であります。そういう意味では小野寺議員からのご指摘もありますが、これからは恐らくそれぞれの組織の中で構成町の中で、まあ濱谷がいいのか誰がいいのかという話は、恐らく話し合いの中心的な話題になってくるのだろうという風に思っておりますのでそれらの事を踏まえまして、心していきたいという風に思っているところでございます。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

はいわかりました。時間の関係上第3問目に移ります。ここはもしかしたら少し時間取るかもしれませんので。それでまず端的にお聞きします。桧山造船公社の仕事と、江差町の地方自治法に基づく江差町の行政執行との関係についてお伺いしたいと思います。

端的にお聞きします。現状江差町の出資等々があるとはいえ、民間会社であります。民間会社の仕事を一部とはいっても、町の行政として執行するという

事を私は有り得ないと思うので、即刻是正する必要があると思いますがこの点について。

それで、2つ目に私起こしました。ただし、これは私自身も議員として責任があります。率直に言います。この間の桧山造船公社に関する論議。色々な背景、経緯。それから江差町、後上ノ国町の漁師さん方もあるのでしょうか。そういう関係者の地域の本当に切実な要望については、私も理解はしております。もちろんそういう経過の中で、今の桧山造船公社と江差町との関わり合いについても私なりに経過しておりました。それで、現在ここの桧山造船公社に関して言いますと江差町の関わり合いで言いますと、条例で江差町漁船等上架施設。この管理条例の中で指定管理者という位置付けをしながら上架施設、役場のすぐ裏にあります。この上架施設の管理を造船公社にお願いしております。私は株式会社桧山造船公社と町との関係で言いますと、指定管理者として仕事をお願いしている、業務をお願いしている事の内容も含めて最初に言いましたいわゆる会社の仕事の執行についても色々方法論といいますか、是正といいますか。私は考えられるのではないのかなと率直に思っております。これは私1人の考えかもしれません。改めてこの点についての町の、町長の見解を伺いたいと思います。

(議長)

「町 長」

「町 長」

小野寺議員からの造船公社と町行政とのこの関係についてのご質問でありますけれども。造船公社の経理事務を水産係で担当している事については、議員ご承知のとおり造船公社の経営悪化と、経営立て直しという背景があったものでございます。現状においても24年度では赤字にはならなかったものの、希望の持てるような決算ではないと。こういう状況下の中で、未だ再建道半ばである事の事情がお察し頂きたいという風に思っている訳であります。上架施設の指定管理業務につきましては、4年間の協定期間の契約として年度協定書により取り進めておりますが、基本的には協定期間中の管理、指定料につきましては据え置きとなるものでございます。経営等の業務につきましては公社の事業運営の推移を見ながらという事になりますけれども、関係団体と少しそれらの事については、今後関係団体と協議をしてみたいという風に思っている次第でございます。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい。中々私も言葉をきちんと選んで少し使いたいと思いますので。今の1問目の私の民間会社の仕事、どんな背景、経過があるにせよそれは民間会社の仕事ですから、それを即刻是正しなさいという私の1つ目の質問と、2つ目の質問。ただし町との関係でそれはきちんと法律に基づいて町との関係でやっている仕事、指定管理者の部分で何らかの打開策があるのではないかという2つの枠組みで質問いたしました。

今の答弁で1つ目に言った事も含めて2番目の私の方法論も含めて、早期の是正という風に受け取っていいのかどうか。少しそこを確認したい。これはもう町長しか答えられないと思いますので。それで改めてこの場でお聞きします。

直接的な関係があるかないかわかりませんが。この仕事を直接担っていた該当職員が自殺をいたしました。それで、それに関して町内の一部かもしれませんが、この仕事、今言いました桧山造船公社の仕事の事だろうと思いますけれども。自殺した職員の仕事の関係で、お金の関係の事も話が出ております。この点については、議員協議会で私一定の報告を頂きたいという事を言って参りましたが、今日ここまで来ました。今日この一般質問の中で一定の経過報告と、それから私が先ほど言いました町の一部かもしれませんが流れているお金の関係について、事実関係についてわかっている範囲で最大限教えて頂きたいと思います、以上です。

(議長)

「副町長」

「副町長」

1番目の民間会社の仕事即刻辞めるべきだ。指定管理者の見直し、どういう関係なのかというようなご質問だったという風に思いますが。どちらも指定管理というのは期間がありますから、突然よつぽどの事がない限りその期間の途中でというような事が可能かどうかというのもあまり深い検討はしてありませんが。少なくとも造船公社の仕事の内容見ますと、江差町だけの漁価、漁船ではなくて近隣、特に取分け他の隣の町の漁船が多いという事を考えれば、それを全て江差町の行政の水産担当が、経理と言いましょか、そういう事含めてやるかどうかという事についてはやはり考えなくちゃいけない時期だという風に思いますので、町長が1番目にお答えしましたように、その関係の団体、あるいは公社側との協議を進めてもう少し詰める必要があるという見解でござい

ます。

それから、少し2番目の問題については、端的に結論だけ申し上げますと、町内に噂がどういふ噂が入り込んでいるか存じあげませんけれども。経理事務については24年度については一切の不明な点は全くありません。それで決算についてはきちんと会計事務所の方をお願いして処理をしている訳ですが。それについても、総会が終わりまして、その事について全体の了解を得ているという事でございます。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい議長。私の2つ目の点については了解いたしました。それで、少ししつこいかもしれませんが、1点目について、その民間会社の仕事うんぬんは別として。指定管理者として江差町がどこかにお願いする、これはこれで改めて早急に関係者との話し合いといいますか、それはそれでとにかく急いでやって頂きたいと。それは答弁を聞きました。問題はその最初の方です。そしたらもう少しはつきり聞きます。地方自治法上、今の仕事やれますか。やれませんよね、出来ないですよね。やれるとしたら根拠は何ですか。それでそれをどう是正するのか。その点もう1回はつきり教えて下さい。

(議長)

「副町長」

「副町長」

今の小野寺議員の民間会社のところに対する町の関わり方についての事で答弁申し上げたつもりなのです。そこについては、色々と問題がある。ただ今までの経過、あるいは造船公社側からの、経営側からの強い要請等もありまして、完璧に自治法に合致しているという活動ではなかったかもしれませんが、そういう活動を実際歴史的に一経過の中でやってきたという事は、これは認めて頂きたい。ただしそこについて問題なしとしないという風に今段階で判断しておりますので、それも早急に関係団体と協議をして良い環境を作っていきたいとそういう風にして2問目の答弁で申し上げたつもりでございます。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

了解いたしました。それで最後ですが。ひのき荘の件に関してです。この間の経過、それから今日も萩原議員との質疑も聞いて大体の経過については私自身で整理はしております。ただし、議員協議会で述べた事ではありますが、正式な定例議会、一般質問という場ですので改めて私自身の見解も含めて質問の中で少し町長にお聞きしたいと思います。

繰り返しますが、ひのき荘に関して言いますともちろん私は早期に場所を別なところに。そしてもちろん現状からいったらひのき荘については、残念ながら好ましい処遇をするにも、場所的な限界、施設的な限界があるので早期の部分という事については主張して参りました。

それから、民設民営についても現状からいけば、町の財政の現状からいったら止むを得ないのかという事でこの点についても敢えて強い反対といいますか、民設民営に関して言っても町長のこの間の方針については特段異議を申し立てないと。とにかくどこか早くという事については先ほどの論点で言ってきました。それで今日この場で改めて質問という意味合いで町長に私の見解も含めて言いたいのは、こう、民設民営にせよ、今の江差町が直営しているひのき荘についてどういう枠組みで今風で言うところとコンセプトと言うのでしょうか。どういう枠組みで今のひのき荘を民間に委ねたいと。よってこういう内容のものについてやるところありませんかという風にきちんと公募する。これは今私も全国の色々、全部じゃないかもしれませんが調べて見ました。全部じゃないかもしれませんが、かなりの部分はきちんと公募をかけて、オープンにして。

もっと言いますとそもそも施設入所されている方々、もしくはその家族の方。もしくはこれから入りたい方も含めて非常に不安な面だってあると思うのです。今直営でやっているところ。十分不十分なところも含めて、どんな風になるのか。民間にいったらどう変わるのかという意味では江差町がこういう考えでいるので、こういう考えに合致するところを民間のところは今求めているのだとそういう風にやっていかなかったら私はならないと思うのです。それで今動いておりますけれども、改めて私はきちんと先ほど言った観点、こういうような計画で施設を委ねたいのでどこかありませんかという意味合いでの公募をすべきだと思いますが、この点についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

「町 長」

「町 長」

ひのき荘の民設民営化についてのご質問でございますが。この方向性については私の信念でもあります。公募で進めるべきとの質問でございますが、10月2日の開催の議員全員協議会でも申し上げましたが、これまでひのき荘の民間移管の提案は複数ございましたが、全て施設整備は行政で行い、基本的には公設民営方式であればという事であったので、私は受け入れがたいものでありました。

今回の提案につきましては、民設民営化が基本で私の信念と合致するところもあり、入居者の住環境。先ほどの、萩原議員からの質問もあったように、入居者の住環境の改善と共に、医療機関との連携、かつ看護師などの専門職の確保。それから小野寺議員ご指摘のとおり災害危険区域からの移転。それと町としての財政負担の軽減などひのき荘が抱える課題が解消されるもので社会福祉法人雄心会からの提案内容により、基本的に進めたいと考えているところであります。また、小野寺議員ご指摘の町内の社会福祉法人でありましょう、民設民営化の検討をしている法人もゼロではなかった訳でありますけれども。この度、私の元を訪れまして計画は断念したいという事の申し入れがございました。基本的には小野寺議員ご指摘のように公募するという前提では考えたいとは思ってはおりますけれども、基本的にも今の状況では地域の社会福祉法人は断念したという事からすれば、やはり27年度補助金採択に向けた雄心会でのこの提案をですね、いち早く私達は推進をしていきたいという事が、それが私達は課題解消の為の施策としてはベストな方法だという風に考えておりますのでご理解を頂ければという風に思っております。

これは雄心会、まだこれから基本的な事を、交渉しなければならない訳ですけれどもそれが前向きに対応出来るとすればという事ですからご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

町内の社会福祉法人のどこが検討して結果的にダメになったのか私は全然聞いていません。私が言ったのは別に江差町内の事でなくて、広く、まあだからと言って沖縄の人が手挙げてどうなのかという事があります。ですからそれはおのずから一定程度、コンパスの範囲というのはあると思うのですけれども。それでこの点についてはもう残念ですが押し問答になってしまうと思いますので。では今の町長のと言いますか、江差町の流れの中でその部分でお聞きしたいと思いますが。とは言いながら、福祉施設、特に養護老人ホーム、これから先ほども少しありましたけれども特別養護老人ホームに中々入れない部分が養護老人ホームに更にシフトする可能性もあるかもしれない。それから、民間の住宅でも町営住宅も含めて色々な困難性を抱えた方々が町営、普通養護老人ホームに希望するという部分はあるかもしれません。などなど、色々な部分で改めてギリギリのところで今まで江差町が直営でやっていた部分。それから色々な法律に基づいて老人ホームは経営されておりますので、一定の公的な部分も民間にいったからといって完全に消える訳じゃありませんので、仮に今のところがこれから詰めて、まあなった。また別なところにしても。どうなるにせよ、直営から民間に移った時にまた改めてしっかりと色々な角度、色々な観点からより望ましい養護老人ホームに移管する為にギリギリのところまでは私も、各町の色々な見ましたらね。例えば選定委員会、こういうところになったらじゃあその中身がどうなのだろうと、Aというところで手挙げているけれども、Aといっているところの実績を見てそういう処遇の関係でどうなのだろうかとか、など含めて色々その専門的な立場から検討すると、選定を重ねていくと、そういうような事も含めてやらない限りは先ほど言いましたけれど、現在入居している人、家族、これから入りたいという人達に引き続き安心出来る養護老人ホーム、町から民間に移管したとしても安心出来るものが作っていくのですよと。そういう風に江差町なる為にはそういう専門的な検討委員会といいますか、選定委員会といいますか。そういうもの作りながら進めていくという事が最低限私は必要だと思いますが、今どのような進め方を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(議長)

「副町長」

「副町長」

まあ敢えて1問目の小野寺議員のご質問に答える事ももしかしたら必要ないのかもしれませんが。確かにその私共養護老人ホームを民営化するにあたっての全国の例を可能な範囲で色々調べました。でどういうケースがあって

どうかたちでやったのかというような事も、私共なりに調べさせて頂きました。それでただ今のこの江差町の進捗状況での事で申し上げますとですね。今一般的な公募を改めてリスタートするというようなそういう、私に言わせれば非常に形式的な機会平等だという風に思うのですけれども。そういう事ではなくて、今来たチャンスをいかにして早くスピーディに決断するか。そして早く27年度の予算、補助採択に向けて議会も町も一緒に道の方に要望活動していくか。そういう事の方がむしろ重要ではないのかという風に私は思っております。

それで、その経営内容につきましても皆さんには全部お示ししたのですけれども。雄心会の方の経営理念、それから経営計画。全て出しております。その上でいやこういう事をもう少し要請すべきではないかとか、こういうところについてどうなのだろうというようなご意見があれば、まだ雄心会さんがやるという風に最終決定した訳ではないですが。もしそういうご意見があれば、出して頂きながら、もしも必要があれば雄心会さんの方に、こういう地域の意見もありますという事は申し出る事については、全くやぶさかではありませんので。そういう前向きに私共は今仕事を進めたいとそういう風に思ってます。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

今副町長からありました。正直私も今の国の補助金の枠の流れとか、もっとはっきり言えば一定のチャンスという言葉使っておりましたけれども。それもわからない訳ではありません。ですから、一定程度は理解しますが、ただしそれを裏返しで言えば、その補助金の一定程度有りきで、その日程でスケジュールを逆算でやっていくという事なれば、おのずから無理もきたすという事だっ
て私はあると思うのです。ですから、私はスケジュール有りきというのは、それはそれで行政からいったら必要な事もありますけれど。それが必ずしも絶対的なものではない。スケジュール有りきでは事を進めると色々な事で問題点が出ると私は思います。その点についてもう少しそのスケジュールと今の場所が変更したという事でも、無理のない方向で今いっているのかどうか。私非常にそこら辺少し危惧しております。その点について少し確認したいのと。

もう1つ。せっかく副町長がもしその内容について意見があればという事が

ありました。これはまだ議会の問題ですから、どうなるか本会議なるのか、委員会なるのか、特別委員会なるのか、これはこれからの進め方ですけれども。仮にそういう場があれば当然私達もしっかりとそういう意見を言う場を作るといふ、これはこちら側の問題ですけれども。私が言いたかったのは、専門的な、もっと言うと利用者側の意見も反映するような場を作るべきではないのかというそういう事なのです。もうこれも結果的にはスケジュールから言ったら少し間に合わないという事になっちゃうのかどうか。その点についてもお聞きしたいと思います。

(議長)

はい「副町長」

「副町長」

小野寺議員も恐らくご承知だと思いますが、今、道のその養護老人ホームに対する交付金補助金の枠というのは今世界というか日本中全体の傾向は介護保険施設充当中でいっているのです。養護老人ホーム補助枠というのは、そんなに昔ほどの潤沢さもない、従ってなるべく早いうちに、こちらの方、町の方もあるいは福祉法人の意向も一緒に合致して、早い段階でアプローチを補助元に届けるというのが非常に大事だという風に。別にスケジュール有りきではなくて、もしかしたら今言ったような状況から言って、27年度採択は無理だと、補助枠の関係で無理だという風な結果が道の方から示されるかもわからない訳です。だからあくまでもそういう事だけでものを考えている訳ではありませんけれどもなるべく今のひのき荘のかなり悪い居住条件を一刻も早くという事であれば、なるべく早く補助採択に向けて努力するというのは当然の姿勢だろうという風に思います。

利用者の声につきましては、そういう事も参考、ご意見ありましたのでそういう議会としての一議員でしたけれどもそういうご意見があるという事は相手の方にはきちんと伝えて。もちろん利用者の意向を無視して、勝手に法人の方が経営するという風にはならないと思いますのでそういう事も含めてお伝えをしたいという風に思います。

「小野寺議員」

はい、ありがとうございます。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。